

11 三連動地震に備える社会資本整備の推進について

県担当課（室） 県土整備政策課

【徳島県の現状と課題】

《平成23年度国予算の内容》

- ◇ 公共事業関係費（国土交通省） 4兆6,556億円（対前年度比0.96）
（社会資本整備総合交付金から地域自主戦略交付金への拠出3,760億円を含む）
- ◇ 地域自主戦略交付金（内閣府） 5,120億円（H23創設）

《民主党の政権政策 Manifesto2010》（P17）

- ◇ 地域主権
 - ・ 地方が自由に使える「一括交付金」の第一段階として、2011年度に公共事業をはじめとする投資への補助金を一括交付金化します。引き続き、さらなる一括交付金化を検討します。

《現状》

- 平成23年度当初予算における公共事業関係費は、ピーク時に比べ、約6割の規模となっている。また、これまでの社会資本整備が、総じて都市部から優先的に進められてきた結果、都市と地方の格差が広がっている状況にある。
- 東日本大震災の被災地への重点化を図る観点から、平成23年度当初予算に計上された公共事業等については、5%留保されている。
- 都道府県に対する投資補助金の一部を対象として、平成23年度に地域自主戦略交付金が創設され、平成24年度からは市町村に対する投資補助金も対象とされている。

《課題》

- ◆ 公共事業予算の削減により、遅れている地方の社会資本整備が一層遅れ、都市と地方の格差が拡大することが懸念される。
- ◆ 「東海・東南海・南海」の「三連動地震」の発生が懸念されており、防災・減災の観点からも、必要な社会資本整備を着実に進めていく必要がある。
- ◆ 地域自主戦略交付金については、その創設の趣旨を踏まえ、地方の自由裁量を拡大し、更に使い勝手が良い制度とする必要がある。

平成24年度政府予算編成に向けて

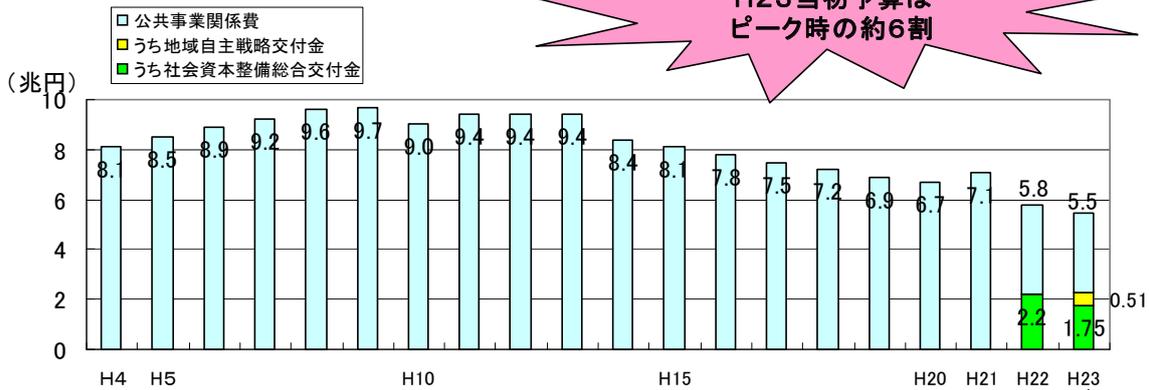
【徳島発の政策提言】

《具体的内容》

- ① 三連動地震に備える、真に必要とされる社会資本整備を推進すること。
 - ・ 三連動地震に備える、真に必要な社会資本整備が着実に推進できる公共事業予算の総額を確保すること。
 - ・ 公共事業予算の配分については、地域間格差是正や地域における経済・雇用対策の観点から、三連動地震の地域や、社会資本整備の遅れている地方や財政力が弱い地方に重点配分すること。
 - ・ 効率的・効果的な事業執行が図れるよう、交付金等を基金の積立金に充当可能とし、事業費の年度間変動に対応できる仕組みを構築すること。
 - ・ 特に、「地域自主戦略交付金」については、地方の自由裁量の更なる確保のため、予算規模を拡大し、三連動地震等を考慮した客観的指標による配分を増加させるとともに、社会資本整備の遅れを反映した指標を追加すること。また、地域の実情に即した機動的な事業執行が図れる制度とすること。

主管省庁局名 内閣府、国土交通省大臣官房
関係法令等 道路法、河川法、港湾法、砂防法、海岸法、都市公園法 等

公共事業関係費(当初)の推移



H23当初予算は
ピーク時の約6割

【近年の社会資本整備の推移】

・道路改良率(車道幅員5.5m以上) <H元 → H21>

全国平均: 62.2% → 75.0% (12.8%増)

徳島県: 40.4% → 50.9% (10.5%増) **全国最下位**

・堤防整備率(直轄管理河川) <H元末 → H17末>

全国平均: 77.8% → 84.4% (6.6%増)

徳島県: 66.9% → 68.2% (1.3%増)

吉野川
全国109の
一級水系中**100位**

・汚水処理人口普及率 <H9末 → H21末>

全国平均: 64.1% → 85.7% (21.6%増)

徳島県: 22.4% → 47.6% (25.2%増) **全国最下位**

予算削減により
地域間格差
拡大の懸念

【提言】

①三連動地震に備える, 真に必要な社会資本整備が着実に推進できる公共事業予算の総額確保

③効率的・効果的な事業執行が図れる事業費の年度間変動に対応できる仕組みの構築

交付金等を基金の積立金に充当

②三連動地震の地域や, 社会資本整備の遅れている地方や財政力が弱い地方への重点配分

④地域自主戦略交付金

●地方の自由裁量の更なる確保に向けた

- ・予算規模の拡大
- ・客観的指標による配分の増加
- ・社会資本整備の遅れを反映した指標の追加

客観的指標(現行)

- ・道路延長
- ・港湾の係留施設延長
- ・公営住宅管理戸数 等

+

新たな客観的指標の追加

- ・三連動地震の対象地域率
- ・道路改良率
- ・汚水処理人口普及率 等

●地域の実情に即した機動的な事業執行が図れる制度

・年度途中での省庁間流用を年度末の「実績報告」で対応

・機動的な対応が求められる事業は「事後報告」で対応(二次災害を引き起こす恐れがある突発的な落石対策など)

12 東日本大震災に関する農林水産業の復興・支援等について

県担当課（室） とくしまブランド戦略課，農地計画課，
林業振興課，次世代林業戦略室

【徳島県の現状と課題】

《現状》

- 東日本大震災とこれに伴う原発事故により，被災地では，農地・農業施設が大きな被害を受け夏秋期を中心とした青果物に支障をきたしている。また，農林水産物に対する風評被害が発生している。
- 東北地方の臨海部に立地する合板工場などが，津波により甚大な被害を受け，建物の復旧工事や仮設住宅の建設に支障をきたしている。

《課題》

- ◆ 青果物について，国全体の需給バランスが維持されるよう，全国で耕作放棄地等の活用を行い，生産力の向上を図る必要がある。
- ◆ 震災復興用木材を迅速かつ安定的に供給できる体制の構築が必要である。
あわせて，雇用の場を失った被災者を林業で受け入れる体制の構築も重要である。
- ◆ 農林水産物について，放射能汚染による風評被害解消のため，国内外で適切な対応が必要である。

平成24年度政府予算編成に向けて

【徳島発の政策提言】

① 青果物の安定供給について

耕作放棄地等の活用をはじめとした新たな産地づくりを行い，安定供給を実現するため，

- ・ 被災者が耕作放棄地等を活用し，安定的に農業経営を行える施策を講じること。
- ・ 全国で野菜生産の拡大を図れる施策を講ずること。

② 復興用木材の供給体制支援について

- ・ 合板工場など復興に資する木材生産加工施設の整備を支援すること。
- ・ 被災者を林業分野で受け入れる林業短期就労体験制度を創設すること。

③ 農林水産物の風評被害の解消について

- ・ 国の責任において，安全性を証明する制度を創設すること。

主管省庁局名 農林水産省大臣官房，生産局，水産庁，林野庁

(1) 青果物の安定供給について

- ・被災農地23,600ha
- ・夏野菜を中心に供給不足が懸念

徳島県の取り組み

- ・「被災農家」を受け入れ
- ・「耕作放棄地、遊休地」の活用
- ・「新たな野菜産地」づくり

提言 ①

- 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の要件緩和
(利用権設定5年以上→1年以上に)
- 野菜経営安定対策の産地要件緩和
(面積要件15ha以上→3ha以上に)



(2) 復興用木材の供給体制支援について

東北臨海部の木材産業が甚大な被災

- ・西日本でも増産要請
- ・木材製品の輸入拡大

徳島県の取り組み

- ・「震災復興・木材安定供給連絡会議」を設置。合板用素材等を2割増産
- ・「被災者」の雇用受入体制の整備

提言 ②

- 復興用・木材生産加工施設整備の支援
- 林業短期就労体験制度(仮称)の創設



(3) 農林水産物の風評被害の解消について

農林水産物に対する「風評被害」の発生

- ・日本の農林水産物に対する不安感
- ・諸外国政府による規制措置の拡大

徳島県の取り組み

- ・相手国の都合によりなると金時・イチゴ輸出の休止
- ・産地証明書を発行

提言 ③

- 政府名の証明書を地方自治体が発行できる制度を創設



13 南海地震に備えた農・畜・林・水産業対策について

県担当課（室）農林水産政策課，とくしまブランド戦略課，畜産課，水産課，林業振興課

【徳島県の現状と課題】

《平成23年度国予算の内容》

- ◇ 農業関係予算
 - ・ 東日本大震災農業生産対策交付金
集出荷施設，加工施設，自給飼料保管調整施設，乳業施設等の復旧等
- ◇ 林業関係予算（東日本震災復旧対策（林野庁関係補正予算））
 - ・ 木材供給等緊急対策
木材加工流通施設等の廃棄・復旧・整備，原木流通への支援等

《民主党政策集（INDEX2009）》（P2）

- ◇ 災害対策
 - ・ 全国各地で大規模地震の危険性が指摘されて，特に都市部の被害は甚大なものになると予測されている。

《現状》

- 東日本大震災では，東北地方を中心に農畜林水産業関係施設等が甚大な被害を受けている。これを教訓に，今後想定される南海地震等の発生に対応した農畜林水産業の安定的継続を図るための「防災・減災」対策が急務となっている。

《課題》

- ◆ 震災発生の際も，農畜水産物や復興用木材を迅速かつ安定的に供給できるような関係施設等の確保と，生産者，流通及び加工事業者等が安定して事業継続できる体制を構築する必要がある。

平成24年度政府予算編成に向けて

【徳島発の政策提言】

《具体的内容》

- ① 安定的な生産・流通に必要な「施設強化」に対する支援
 - ・ 農業，畜産業，林業及び水産業の生産・流通の基盤となる関係施設（集出荷・加工施設，農産物直売所等）の耐震化等による機能強化と，被害の想定される地域に立地する関係施設の移転等に対して支援すること。
 - ・ 漁港施設・海岸保全施設の機能強化に向けた補助事業の補助率の嵩上げ及び予算額の拡大を図ること。
- ② 安定的な生産・流通に必要な「資源調達」に対する支援
 - ・ ワカメをはじめ農畜水産物種苗等の遺伝資源について，国の研究機関における一元的な保管体制を整えるとともに，被災後の産地への供給システムを構築すること。
 - ・ 被災後の住宅建築等に必要原木を速やかに調達するため新たに復興備蓄林を確保する取り組みに対して支援すること。
- ③ 安定的な生産・流通に必要な「電力確保」に対する支援
 - ・ 温室ハウスの暖房・照明，農畜水産物の冷蔵保管等に必要不可欠な電力を確保するための自家発電システム（太陽光発電やリチウムイオン蓄電池の活用）の整備に対して支援すること。

主管省庁局名 農林水産省，林野庁，水産庁
関係法令等 補助金適正化法，森林法，森林・林業基本法，建築基準法

震災に強い安定的・継続的な農・畜・林・水産物供給体制の整備

目標

(震災発生時の食料等安定供給実現)

提言 ①

施設強化

- ①集出荷・加工施設、農産物直売所等の
被害発生シミュレーション調査(エリア・施設数・程度等)、
調査結果に基づく施設の耐震化促進、
危険地域(沿岸部、急傾斜地)から安全な地域への移転等
に対する支援
- ②漁港の防波堤の嵩上げ、岸壁の耐震化等に対する
補助事業の補助率アップ

提言 ②

資源調達

- ①ワカメをはじめ農畜水産物の種苗の国における一元的な
保管と被災後の産地への供給システムの構築
- ②被災後の住宅建築等に必要な原木を速やかに調達するため
新たに復興備蓄林を確保する取り組みに対する支援

提言 ③

電力確保

温室ハウスの暖房・照明、農畜水産物の冷蔵保管等に必要
不可欠な電力を確保するための自家発電システム(太陽光
発電やリチウムイオン蓄電池の活用)の整備に対する支援

14 災害廃棄物処理のための広域的支援体制の推進について

県担当課（室） ゴミゼロ推進室

【現状と課題】

《現状》

- 東日本大震災において、発生した膨大な災害廃棄物は、宮城県だけでも1,800万トンと推計され、その処理に3年かかるとされている。
- 被災地における災害廃棄物は、津波に起因するものが大半であり、塩分や汚泥が付着しており、汚泥に有害物質が含まれている可能性もある。
- 福島県における原発事故により、被災地の一部には放射性物質に汚染された廃棄物が存在しているとされている。

《課題》

- ◆ 膨大かつ広範囲にわたる災害廃棄物の迅速な処理においては、被災地域のみでの処理には限界がある。また、広域処理体制による処理を図る場合でも、多額の処理費用が必要となる。
- ◆ 災害廃棄物の多くは津波によって生じたものであり、それ故、塩分をはじめとして有害な物質を含んでいる恐れがあることから、可燃性の廃棄物であってもそのままの焼却には問題がある。
- ◆ 被災地の災害廃棄物については、国民の間に、放射能に汚染されているのではないかと強い不安感があり、非被災地の地方公共団体で積極的に受け入れたくても、受け入れが滞ることが懸念される。

平成24年度政府予算編成に向けて

【徳島発の政策提言】

《具体的内容》

- ① **災害廃棄物の処理費用**については、非被災地での受け入れを前提に、海上運搬費や陸送費を含む**全ての経費を国庫負担**とすること。
- ② 広域処理体制の構築に際しては、塩分や有害物質についての情報を国において積極的に調査・開示し、受け入れがスムーズに進むようにすること。
また、**放射性物質が含まれるがれき**については、**国において早期処理体制を構築し、国民に向けて早期に情報発信**すること。

主管省庁局名 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部、経済産業省産業技術環境局・商務情報政策局
関係法令等 循環型社会形成推進基本法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律

東日本大震災では、想定をはるかに超える津波による
膨大な量の災害廃棄物が発生!!

関西広域連合や被災地以外の都道府県による広域的な支援が必要

課題1

○災害廃棄物の処理

- ・膨大な量の迅速な処理。
- ・処理費用は多額だが諸経費は対象外。
- ・国庫補助（上限9割）で残りは後年度交付税措置。



宮城のがれき23年分、知事「3年以内に処理」
(H23.3.28朝日新聞)

提言①

- ・処理費用は諸経費も含め全額国庫負担で
- ・国庫補助(10割に)

課題2

○放射能を帯びた廃棄物の処理

廃棄物処理法第2条「廃棄物」とは、放射性物質及びこれにより汚染された物を除く。』

国により処理されるべきものであるが処理方針が明らかにされておらず国民の不安が増大。



「放射能に汚染されたゴミを持ってくるな」との抗議相次ぐ
(H23.4.20読売新聞)

提言②

- ・国による放射性がれき処理体制の早期構築
- ・国民に早期に情報発信

早期の方針表明により

被災地の早期復旧・復興に貢献!

15 被災者への医療救護等の各種支援について

県担当課（室） 保健福祉政策課，地域福祉課，こども未来課，薬務課，医療政策課，長寿介護課

【徳島県の現状と課題】

《現状》

- 「災害派遣医療チーム（DMAT）」については，東日本大震災でも被災者の救命に尽力したところである。
- 医療救護・保健衛生・介護等の支援については，被災地の状況や避難所生活の長期化に伴い，ニーズが刻一刻と変化しており，被災者に必要な支援が早急に提供されない事態が生じている。
- 医療救護を行う上での医薬品については，救命救急に必要な医薬品を備蓄しているが，東日本大震災では，津波により多くの慢性疾患患者が手持ちの薬を失い，発災初期より慢性疾患の医薬品が必要となっている。
- 東日本大震災では，行政機能の喪失や多数の死傷者の発生により，在宅の要介護者へのサービスの継続や親を亡くした子どもの保護等の問題が生じている。

《課題》

- ◆ 今後，DMATの更なる整備が必要であるが，活動に必要な医療機器や資機材整備など財政的な負担が課題となっている。
- ◆ 被災者の情報を的確に把握し，被災者が必要とする支援と各県からの支援チームをコーディネートする人材が不足していることにより，適切な支援が行われていない。
- ◆ 慢性疾患治療薬も含めた備蓄品目及び量の充実が必要であるが，薬品の備蓄に対しては，財政支援が無く，備蓄の充実が困難である。
- ◆ 現在の災害救助法では，家屋の倒壊を免れた在宅の要介護者への支援，親を亡くした子どもの保護や心のケアなどについては，他県からの支援が対象とならず，必要な支援を受けられない事態が生じている。

平成24年度政府予算編成に向けて

【徳島発の政策提言】

《具体的内容》

- ① 被災者の情報を的確に把握し，他県等からの医療・保健・福祉等の支援と被災者が必要とする支援のマッチングを総合的に行う「災害時コーディネーター」の育成を行うこと。
- ② 災害拠点病院の体制強化を図るため，DMATや医療救護活動に必要な医療機器や資機材の整備に対する支援制度の拡充（補助率の嵩上げ，公立病院を補助対象として追加）を行うとともに，活動の促進を図るため，DMAT指定を受けた医療機関について，診療報酬加算の更なる充実（災害医療への貢献実績に応じた評価）を図ること。
- ③ 被災地において，適切な医療救護支援を行うため，災害対応医薬品の備蓄について，国の助成制度を創設すること。
- ④ 被災にあった都道府県からの要請の有無にかかわらず，地方自治体が被災地において，在宅の要介護者や親を亡くした子どもへの対応等，災害救助法に該当しない支援活動を行った際には，支援に要した経費を国において負担すること

主管省庁局名 内閣府，厚生労働省医政局，社会・援護局，雇用均等・児童家庭局，老健局
関係法令等 医療法，災害救助法

災害時コーディネーター

被災者に必要な支援が迅速に提供されていない事態が発生

原因

被災者の必要な支援を把握し他県等の支援とのコーディネートを行う人材不足

提言①

災害時
コーディネーター養成
研修実施
(国実施)

各医療圏域・福祉圏域ごとに連絡調整会議の開催及び複数名の災害コーディネーター配置

医療コーディネーター(災害拠点病院等)

薬務コーディネーター(災害拠点病院等)

保健衛生コーディネーター(保健所等)

介護福祉コーディネーター(福祉事務所)

災害拠点病院の体制強化及びDMATの更なる整備

災害発生時救命体制の拡充が急務

災害拠点病院の資機材整備

DMATの整備促進

財政負担を伴うため、整備が進まない



提言②

◆災害拠点病院等の資機材整備の補助率嵩上げ及び公立病院補助対象に
(現在補助率)
国1/3, 県1/3, 事業者1/3

◆DMAT指定医療機関に対する診療報酬優遇措置
(複数チーム配置や活動実績に応じて更なる加算)

災害対応医薬品の備蓄

東日本大震災では

救命救急治療用医薬品

慢性疾患治療用医薬品

備蓄分では不足を生じた

備蓄はほとんど無し、個人服薬用薬剤が津波で喪失

(医薬品の県での備蓄には助成制度無し)

十分な備蓄が困難

提言③

備蓄に対する助成制度創設



被災地以外の自治体からの支援に対する災害救助法の適用

在宅の要援護者の介助・介護

親を亡くした子どもの保護

被災で地元での実施が不可能

他の自治体からの支援

災害救助法の対象外、支援費用は応援県負担

提言④

現在、災害救助法の対象外の支援について、災害救助法を適用



16 震災における災害時要援護者等対策について

県担当課（室）地域福祉課，こども未来課，障害福祉課，長寿介護課

【徳島県の現状と課題】

《現状》

- 東日本大震災における課題として，老人福祉施設，障害福祉施設，乳児院等の社会福祉施設等については，災害時の避難に時間を要する方が多く入所しており，避難に際しては，多くの誘導人員が必要である。
- 災害時要援護者については，福祉避難所での避難生活が必須となるが，福祉避難所の指定箇所が少なかったため，一般の避難所での生活を余儀なくされていた。
- 聴覚障害者等については，津波からの避難情報の把握に時間を要したこと，政府の会見について，手話が用いられて初めて内容が把握できた等の事例が生じている。

《課題》

- ◆ 高齢者及び障害者等の災害時要援護者並びに乳幼児等の子どもが入所する社会福祉施設等については，特に夜間における人員配置が非常に少ないため，夜間に地震が発生した場合には，適切な避難誘導が困難である。
- ◆ 福祉避難所については，指定箇所数の大幅な増加を早急に図る必要があるとともに，認知症高齢者の徘徊や障害者のケア等にも対応することが必要である。
- ◆ 聴覚障害者への情報伝達手段の確立が必要である。

平成24年度政府予算編成に向けて

【徳島発の政策提言】

《具体的内容》

- ① 社会福祉施設等に入所する災害時要援護者である高齢者及び障害者並びに避難に時間を要する乳幼児等の子どもが適切な避難を行えるよう，特に人員配置が少なくなる夜間・早朝の配置職員数の増員を図るため，新たな加算制度の創設や充実を図ること。
- ② 災害時要援護者が不自由のない避難生活をおくるため，福祉避難所を指定する際に事前に整備する設備等の助成を行うこと。また，徘徊を伴う認知症高齢者やケアが必要な障害者等の避難生活に対応するため，介護度や障害者区分等に応じ，避難所の設置時に避難者の介助等を行うための人員配置を充実すること。
- ③ 発災時に聴覚障害者が速やかな避難などの災害対応が適切に行えるよう，災害時の緊急通報や情報提供における聴覚障害者への情報伝達手段の確立を図ること。

主管省庁局名 内閣府，厚生労働省社会援護局，雇用均等・児童家庭局，老健局
関係法令等 災害救助法，社会福祉法，児童福祉法，障害者自立支援法，老人福祉法，介護保険法

東日本大震災における災害時要援護者等への対応についての問題点

災害時要援護者等の避難誘導

(現状)

※夜間配置職員

- ◆乳児院: 2名
- ◆認知症グループホーム: 1ユニット1名
- ◆障害者グループホーム: 0名 等

誘導人員が少なく、社会福祉施設等から避難できずに被災

特に夜間・早朝は社会福祉施設等職員数が少ない



災害時要援護者等の避難所

(現状)

事前の避難所指定数が少なく指定数の増加が必要

(災害救助法)
福祉避難所避難者10人に1人の相談に当たる介助員配置のみ

福祉避難所開設数の不足

人員不足により認知症高齢者・障害者等の対応が困難(徘徊・車いす介助等の問題)

避難場所



聴覚障害者への情報伝達

(現状)

防災無線放送や広報車など音による情報提供では、伝わらない

※避難が遅れる恐れあり

津波避難の情報が聴覚障害者に伝わらない事態が発生

福島原発事故の記者会見で途中から手話通訳実施(手話導入でやっと聴覚障害者が内容把握)



提言①

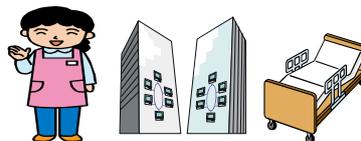
新たな加算制度の創設や充実により
夜間配置職員増員



提言②

事前準備する設備への助成制度創設

避難者の介護度等に応じた福祉避難所人員配置充実



介護士等

自家発電装置

簡易ベッド

提言③

文字、手話、光などを使った発災時情報提供体制の確立

文字

手話

光

